

**介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム鹿田の庄 利用料金表(利用者負担1割)**

令和6年4月1日改定

基本料金	要介護度	費用	内訳(介護費用+食費+居住費)
	要介護1	4,525 円/日	680円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円
要介護2	4,596 円/日	751円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円	
要介護3	4,672 円/日	827円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円	
要介護4	4,744 円/日	899円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円	
要介護5	4,814 円/日	969円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円	
加算	初期加算	31 円/日	新規入所及び入所後連続30日以上入院後再び入所された場合30日間加算
	入院・外泊時費用	250 円/日	入院及び外泊をした際に、入院(所)日を除く6日間(月をまたぐ場合は最大12日間)
	個別機能訓練加算	13 円/日	個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について加算
	日常生活継続支援加算	47 円/日	12か月以内の新規入所者のうち要介護4～5の方の割合が70%以上、又は12か月以内の新規入所者のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方の割合が65%以上、又はたんの吸引及び経管栄養の管理を必要とする方の割合が15%以上であって、介護福祉士の割合が入所者の数が6又はその端数を増す毎に1以上配置している場合
	夜勤職員配置加算	19 円/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が基準を1以上上回っている場合に加算
	栄養マネジメント強化加算	12 円/日	管理栄養士を配置し主治医及び他職種と検討の上、嚥下機能及び食事形態に配慮した栄養ケア計画を作成し、それに従って栄養管理を行った場合に加算
	経口移行加算	29 円/日	経管栄養の方に対し、経口摂取に移行する為の栄養管理を実施(180日間限度)
	経口維持加算	406 円/月:(Ⅰ) 102 円/月:(Ⅱ)	経口から食事を摂取している方で、摂食機能障害から誤嚥が認められる場合に加算 Ⅰ:経口維持計画を作成し、栄養管理を実施(6ヶ月間限度) Ⅱ:会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が参加
	口腔衛生管理加算	92 円/月:(Ⅰ) 112 円/月:(Ⅱ)	Ⅰ:歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに関わる技術的助言及び指導を年2回以上行っている場合 Ⅱ:Ⅰの要件に加えて、航空機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、有効な実施のための情報を活用していること
	療養食加算	6 円/回	医師が管理して療養食を提供した場合(朝昼夕で3回に分けて加算)
	看護体制加算(Ⅰ)	6 円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
	看護体制加算(Ⅱ)	14 円/日	看護職員を基準配置よりも1名多く配置し、24時間の連絡体制(オンコール体制)を確保している場合
	看取り介護加算	73 円/日:(Ⅰ)	医師が終末期にあると判断し、同意を得た上で看取りの介護を行った場合に45日を限度に加算 Ⅰ:31日～45日、Ⅱ:4日前～30日前、Ⅲ:前日及び前々日、Ⅳ:当日
		146 円/日:(Ⅱ)	
		690 円/日:(Ⅲ)	
		1298 円/日:(Ⅳ)	
	サービス提供体制強化加算	23 円/日:(Ⅰ) 19 円/日:(Ⅱ) 6 円/日:(Ⅲ)	Ⅰ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が80%以上、又は直接介護を提供する職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士が占める割合が35%以上、かつサービスの質の向上に資する取り組みを実施している Ⅱ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上 Ⅲ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上、又は介護・看護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上 Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの内いずれかを算定。但し日常生活支援加算を算定している場合は同時に算定できない
	排泄支援加算	11 円/月:(Ⅰ)	排せつに介護を要する入居者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、入所時等に評価するとともに、6か月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。評価に基づき、3か月に一回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。
		16 円/月:(Ⅱ)	Ⅰの要件に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
		21 円/月:(Ⅲ)	Ⅰの要件に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
	褥瘡マネジメント加算	3 円/月:(Ⅰ)	入居者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、利用開始時、その後3か月毎に一回評価を行い、評価結果を厚生労働省に報告、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、計画に沿って入居者毎に褥瘡管理を実施し、その内容や状態について記録した上で、3か月毎に計画を見直している場合
		14 円/月:(Ⅱ)	Ⅰを算定した上で、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者に褥瘡の発生がない場合
	科学的介護推進体制加算	41 円/月:(Ⅰ)	入居者毎の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、その情報等を適切かつ有効に活用していること
		51 円/月:(Ⅱ)	入居者毎の心身及び疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、その情報等を適切かつ有効に活用していること
	安全対策体制加算	21 円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(入所時に1回限り算定可能)
	退所時相談援助加算	406 円/回	退所後の相談援助を行い、且つ、市町村及び介護支援センター等に対して必要な情報を提供した場合
	退所前連携加算	507 円/回	退所に先立って、希望する居宅介護支援事業者に対して情報の提供を行い、連携して退所後の居宅サービス利用に関する調整を行った場合
	退所前訪問相談援助加算	467 円/回	退所に先立って、退所後生活する居宅や施設等を訪問し、本人家族等に対して退所後のサービスについて相談援助を行った場合に最大2回を限度として加算
	退所後訪問相談援助加算	467 円/回	退所後30日以内に生活している居宅や施設等を訪問し、本人家族等に対して相談援助を行った場合に1回を限度として加算
	在宅復帰支援機能加算	11 円/日	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うと共に居宅介護支援事業者や主治医との連携を図る場合
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	203 円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合に7日を限度として加算
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の6.0%	介護職員処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員の処遇改善に努めている場合
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の2.7%	介護職員等特定処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員等の処遇改善に努めている場合
	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.6%	処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員等の処遇改善に努めている場合

◎食費・居住費は世帯収入により限度額が適用され減額される場合があります。

◎上記の基本料金、加算料金は、小数点以下切り捨ての料金となっております。1ヶ月単位での請求の為、料金に若干の誤差が出る場合がありますが、ご了承下さい。

**介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム鹿田の庄 利用料金表(利用者負担2割)**

令和6年4月1日改定

基本料金	要介護度	費用	内訳(介護費用+食費+居住費)
	要介護1	5,204 円/日	1359円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円
要介護2	5,346 円/日	1501円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円	
要介護3	5,498 円/日	1653円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円	
要介護4	5,642 円/日	1797円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円	
要介護5	5,782 円/日	1937円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円	
加算	初期加算	61 円/日	新規入所及び入所後連続30日以上入院後再び入所された場合30日間加算
	入院・外泊時費用	499 円/日	入院及び外泊をした際に、入院(所)日を除く6日間(月をまたぐ場合は最大12日間)
	個別機能訓練加算	25 円/日	個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について加算
	日常生活継続支援加算	94 円/日	12か月以内の新規入所者のうち要介護4～5の方の割合が70%以上、又は12か月以内の新規入所者のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方の割合が65%以上、又はたんの吸引及び経管栄養の管理を必要とする方の割合が15%以上であって、介護福祉士の割合が入所者の数が6又はその端数を増す毎に1以上配置している場合
	夜勤職員配置加算	37 円/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が基準を1以上上回っている場合に加算
	栄養マネジメント強化加算	23 円/日	管理栄養士を配置し主治医及び他職種と検討の上、嚥下機能及び食事形態に配慮した栄養ケア計画を作成し、それに従って栄養管理を行った場合に加算
	経口移行加算	57 円/日	経管栄養の方に対し、経口摂取に移行する為の栄養管理を実施(180日間限度)
	経口維持加算	812 円/月:(Ⅰ) 203 円/月:(Ⅱ)	経口から食事を摂取している方で、摂食機能障害から誤嚥が認められる場合に加算 Ⅰ:経口維持計画を作成し、栄養管理を実施(6ヶ月間限度) Ⅱ:会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が参加
	口腔衛生管理加算	183 円/月:(Ⅰ) 223 円/月:(Ⅱ)	Ⅰ:歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに関わる技術的助言及び指導を年2回以上行っている場合 Ⅱ:Ⅰの要件に加えて、航空機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、有効な実施のための情報を活用していること
	療養食加算	12 円/回	医師が管理して療養食を提供した場合(朝昼夕で3回に分けて加算)
	看護体制加算(Ⅰ)	12 円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
	看護体制加算(Ⅱ)	27 円/日	看護職員を基準配置よりも1名多く配置し、24時間の連絡体制(オンコール体制)を確保している場合
	看取り介護加算	146 円/日:(Ⅰ)	医師が終末期にあると判断し、同意を得た上で看取りの介護を行った場合に45日を限度に加算 Ⅰ:31日～45日、Ⅱ:4日前～30日前、Ⅲ:前日及び前々日、Ⅳ:当日
		292 円/日:(Ⅱ)	
		1379 円/日:(Ⅲ)	
		2596 円/日:(Ⅳ)	
	サービス提供体制強化加算	45 円/日:(Ⅰ) 37 円/日:(Ⅱ) 12 円/日:(Ⅲ)	Ⅰ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が80%以上、又は直接介護を提供する職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士が占める割合が35%以上、かつサービスの質の向上に資する取り組みを実施している Ⅱ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上 Ⅲ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上、又は介護・看護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上 Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの内いずれかを算定。但し日常生活支援加算を算定している場合は同時に算定できない
	排泄支援加算	21 円/月:(Ⅰ)	排せつに介護を要する入居者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、入所時等に評価するとともに、6か月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。評価に基づき、3か月に一回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。
		31 円/月:(Ⅱ)	Ⅰの要件に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
		41 円/月:(Ⅲ)	Ⅰの要件に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
	褥瘡マネジメント加算	6 円/月:(Ⅰ)	入居者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、利用開始時、その後3か月毎に一回評価を行い、評価結果を厚生労働省に報告、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、計画に沿って入居者毎に褥瘡管理を実施し、その内容や状態について記録した上で、3か月毎に計画を見直している場合
		27 円/月:(Ⅱ)	Ⅰを算定した上で、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者に褥瘡の発生がない場合
	科学的介護推進体制加算	81 円/月:(Ⅰ)	入居者毎の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、その情報等を適切かつ有効に活用していること
		102 円/月:(Ⅱ)	入居者毎の心身及び疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、その情報等を適切かつ有効に活用していること
	安全対策体制加算	41 円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(入所時に1回限り算定可能)
	退所時相談援助加算	812 円/回	退所後の相談援助を行い、且つ、市町村及び介護支援センター等に対して必要な情報を提供した場合
	退所前連携加算	1014 円/回	退所に先立って、希望する居宅介護支援事業者に対して情報の提供を行い、連携して退所後の居宅サービス利用に関する調整を行った場合
	退所前訪問相談援助加算	933 円/回	退所に先立って、退所後生活する居宅や施設等を訪問し、本人家族等に対して退所後のサービスについて相談援助を行った場合に最大2回を限度として加算
退所後訪問相談援助加算	933 円/回	退所後30日以内に生活している居宅や施設等を訪問し、本人家族等に対して相談援助を行った場合に1回を限度として加算	
在宅復帰支援機能加算	21 円/日	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うと共に居宅介護支援事業者や主治医との連携を図る場合	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	406 円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合に7日を限度として加算	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の6.0%	介護職員処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員の処遇改善に努めている場合	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の2.7%	介護職員等特定処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員等の処遇改善に努めている場合	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.6%	処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員等の処遇改善に努めている場合	

◎食費・居住費は世帯収入により限度額が適用され減額される事があります。

◎上記の基本料金、加算料金は、小数点以下切り捨ての料金となっております。1ヶ月単位での請求の為、料金に若干の誤差が出る場合がありますが、ご了承下さい。

**介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム鹿田の庄 利用料金表(利用者負担3割)**

令和6年4月1日改定

基本料金	要介護度	費用	内訳(介護費用+食費+居住費)
	要介護1	5,883 円/日	2038円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円
	要介護2	6,096 円/日	2251円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円
	要介護3	6,325 円/日	2480円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円
	要介護4	6,541 円/日	2696円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円
	要介護5	6,750 円/日	2906円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円
加算	初期加算	92 円/日	新規入所及び入所後連続30日以上入院後再び入所された場合30日間加算
	入院・外泊時費用	749 円/日	入院及び外泊をした際に、入院(所)日を除く6日間(月をまたぐ場合は最大12日間)
	個別機能訓練加算	37 円/日	個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について加算
	日常生活継続支援加算	140 円/日	12か月以内の新規入所者のうち要介護4～5の方の割合が70%以上、又は12か月以内の新規入所者のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方の割合が65%以上、又はたんの吸引及び経管栄養の管理を必要とする方の割合が15%以上であって、介護福祉士の割合が入所者の数が6又はその端数を増す毎に1以上配置している場合
	夜勤職員配置加算	55 円/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が基準を1以上上回っている場合に加算
	栄養マネジメント強化加算	34 円/日	管理栄養士を配置し主治医及び他職種と検討の上、嚥下機能及び食事形態に配慮した栄養ケア計画を作成し、それに従って栄養管理を行った場合に加算
	経口移行加算	85 円/日	経管栄養の方に、経口摂取に移行する為の栄養管理を実施(180日間限度)
	経口維持加算	1217 円/月:(Ⅰ) 305 円/月:(Ⅱ)	経口から食事を摂取している方で、摂食機能障害から誤嚥が認められる場合に加算 Ⅰ:経口維持計画を作成し、栄養管理を実施(6ヶ月間限度) Ⅱ:会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が参加
	口腔衛生管理加算	274 円/月:(Ⅰ) 335 円/月:(Ⅱ)	Ⅰ:歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに関わる技術的助言及び指導を年2回以上行っている場合 Ⅱ:Ⅰの要件に加えて、航空機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、有効な実施のための情報を活用していること
	療養食加算	18 円/回	医師が管理して療養食を提供した場合(朝昼夕で3回に分けて加算)
	看護体制加算(Ⅰ)	18 円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
	看護体制加算(Ⅱ)	40 円/日	看護職員を基準配置よりも1名多く配置し、24時間の連絡体制(オンコール体制)を確保している場合
	看取り介護加算	219 円/日:(Ⅰ)	医師が終末期にあると判断し、同意を得た上で看取りの介護を行った場合に45日を限度に加算 Ⅰ:31日～45日、Ⅱ:4日前～30日前、Ⅲ:前日及び前々日、Ⅳ:当日
		438 円/日:(Ⅱ)	
		2069 円/日:(Ⅲ)	
		3894 円/日:(Ⅳ)	
	サービス提供体制強化加算	67 円/日:(Ⅰ) 55 円/日:(Ⅱ) 18 円/日:(Ⅲ)	Ⅰ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が80%以上、又は直接介護を提供する職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士が占める割合が35%以上、かつサービスの質の向上に資する取り組みを実施している Ⅱ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上 Ⅲ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上、又は介護・看護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上 Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの内いずれかを算定。但し日常生活支援加算を算定している場合は同時に算定できない
	排泄支援加算	31 円/月:(Ⅰ)	排せつに介護を要する入居者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、入所時等に評価するとともに、6か月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。評価に基づき、3か月に一回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。
		46 円/月:(Ⅱ)	Ⅰの要件に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
		61 円/月:(Ⅲ)	Ⅰの要件に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
	褥瘡マネジメント加算	9 円/月:(Ⅰ)	入居者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、利用開始時、その後3か月毎に一回評価を行い、評価結果を厚生労働省に報告、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、計画に沿って入居者毎に褥瘡管理を実施し、その内容や状態について記録した上で、3か月毎に計画を見直している場合
		40 円/月:(Ⅱ)	Ⅰを算定した上で、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者に褥瘡の発生がない場合
	科学的介護推進体制加算	122 円/月:(Ⅰ)	入居者毎の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、その情報等を適切かつ有効に活用していること
		153 円/月:(Ⅱ)	入居者毎の心身及び疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、その情報等を適切かつ有効に活用していること
	安全対策体制加算	61 円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(入所時に1回限り算定可能)
	退所時相談援助加算	1217 円/回	退所後の相談援助を行い、且つ、市町村及び介護支援センター等に対して必要な情報を提供した場合
	退所前連携加算	1521 円/回	退所に先立って、希望する居宅介護支援事業者に対して情報の提供を行い、連携して退所後の居宅サービス利用に関する調整を行った場合
	退所前訪問相談援助加算	1400 円/回	退所に先立って、退所後生活する居宅や施設等を訪問し、本人家族等に対して退所後のサービスについて相談援助を行った場合に最大2回を限度として加算
	退所後訪問相談援助加算	1400 円/回	退所後30日以内に生活している居宅や施設等を訪問し、本人家族等に対して相談援助を行った場合に1回を限度として加算
	在宅復帰支援機能加算	31 円/日	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談援助を行うと共に居宅介護支援事業者や主治医との連携を図る場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	609 円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合に7日を限度として加算	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の6.0%	介護職員処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員の処遇改善に努めている場合	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の2.7%	介護職員等特定処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員等の処遇改善に努めている場合	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.6%	処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員等の処遇改善に努めている場合	

◎食費・居住費は世帯収入により限度額が適用され減額される事があります。

◎上記の基本料金、加算料金は、小数点以下切り捨ての料金となっております。1ヶ月単位での請求の為、料金に若干の誤差が出る場合がありますが、ご了承下さい。

特別養護老人ホーム 鹿田の庄 所得段階による料金試算表(30日計算)

利用者負担割合が3割の方

令和6年4月1日改定

	3割	食費(1445円/日)	居住費(2400円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	74,487	43,350	72,000	189,837	44,400	30,087
要介護2	81,535	43,350	72,000	196,885	44,400	37,135
要介護3	89,085	43,350	72,000	204,435	44,400	44,685
要介護4	96,231	43,350	72,000	211,581	44,400	51,831
要介護5	103,176	43,350	72,000	218,526	44,400	58,776

※高額介護サービス費:課税所得380万以上690万未満の方は93,000円、690万以上の方は140,100円に上限が変更されます

利用者負担割合が2割の方

	2割	食費(1445円/日)	居住費(2400円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	49,658	43,350	72,000	165,008	44,400	5,258
要介護2	54,357	43,350	72,000	169,707	44,400	9,957
要介護3	59,390	43,350	72,000	174,740	44,400	14,990
要介護4	64,154	43,350	72,000	179,504	44,400	19,754
要介護5	68,784	43,350	72,000	184,134	44,400	24,384

第4段階以上…市町村民税世帯課税の方

	1割	食費(1445円/日)	居住費(2400円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	24,829	43,350	72,000	140,179	44,400	0
要介護2	27,179	43,350	72,000	142,529	44,400	0
要介護3	29,695	43,350	72,000	145,045	44,400	0
要介護4	32,077	43,350	72,000	147,427	44,400	0
要介護5	34,392	43,350	72,000	149,742	44,400	0

第3段階②…市町村民税世帯非課税で年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万超の方

	1割	食費(1360円/日)	居住費(1310円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	24,829	40,800	39,300	104,929	24,600	0
要介護2	27,179	40,800	39,300	107,279	24,600	2,579
要介護3	29,695	40,800	39,300	109,795	24,600	5,095
要介護4	32,077	40,800	39,300	112,177	24,600	7,477
要介護5	34,392	40,800	39,300	114,492	24,600	9,792

※預貯金等資産状況:単身500万、夫婦1500万以下

第3段階①…市町村民税世帯非課税で年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万超120万以下の方

	1割	食費(650円/日)	居住費(1310円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	24,829	19,500	39,300	83,629	24,600	0
要介護2	27,179	19,500	39,300	85,979	24,600	2,579
要介護3	29,695	19,500	39,300	88,495	24,600	5,095
要介護4	32,077	19,500	39,300	90,877	24,600	7,477
要介護5	34,392	19,500	39,300	93,192	24,600	9,792

※預貯金等資産状況:単身550万、夫婦1550万以下

第2段階…市町村民税世帯非課税で年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万以下の方

	1割	食費(390円/日)	居住費(820円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	24,829	11,700	24,600	61,129	15,000	9,829
要介護2	27,179	11,700	24,600	63,479	15,000	12,179
要介護3	29,695	11,700	24,600	65,995	15,000	14,695
要介護4	32,077	11,700	24,600	68,377	15,000	17,077
要介護5	34,392	11,700	24,600	70,692	15,000	19,392

※預貯金等資産状況:単身650万、夫婦1650万以下

第1段階…高齢福祉年金受給者、生活保護受給者等

	1割	食費(300円/日)	居住費(820円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	24,829	9,000	24,600	58,429	15,000	9,829
要介護2	27,179	9,000	24,600	60,779	15,000	12,179
要介護3	29,695	9,000	24,600	63,295	15,000	14,695
要介護4	32,077	9,000	24,600	65,677	15,000	17,077
要介護5	34,392	9,000	24,600	67,992	15,000	19,392

※預貯金等資産状況:単身1000万、夫婦2000万以下